

第14回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年9月29日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

第14回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年9月29日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、石井朝康、苅部嘉也、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：海老澤健

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和3年11月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「いも掘り」「落花生の収穫」
「親子で秋野菜の収穫」の開催について
 - (2) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様全員おそろいになりましたので、ただいまより第14回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

では、これから始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日、海老澤健委員が欠席とされておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、三田浩司委員、橋本正志委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日から総会に参加されます新しい農業委員を紹介させていただきます。9月17日付で世田谷区農業委員会委員に任命されました、いたいひとし委員でございます。ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○いたい委員

(いたい委員挨拶)

○宍戸会長 いたい委員、ありがとうございました。皆様もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届等について説明申し上げます。

まず、農地を住宅等にする場合等は、農地法第4条の手続が必要となります。また、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出につきましては、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみ

とさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-14

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上で、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告を終わらせていただきます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが12件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2をご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました苧部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苧部委員 9月17日、事務局2名、農協職員2名、そして相続人である〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成でしたので、証明書を発行することにいたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 9月16日木曜日、申請人であります〇〇様と、その畑を管理されているという方、〇〇様立会いの下に、事務局2名とともに調査をいたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 報告いたします。

9月14日に、事務局2名、私、申請人である〇〇さんの長男の〇〇さんとともに見てまいりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 9月16日、事務局2名と私と、それから〇〇さんのご長男の〇〇さん立会いの下、調査を行いました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 9月16日木曜日に、申請人である〇〇様立会いの下、事務局2名と調査いたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問等がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条1項、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定により、本件の審議中は〇〇委員には退席していただきます。

それでは、退席をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員 報告をいたします。

9月17日、申請人である〇〇さん、息子さん立会いの下、事務局2名とともに調査を行いました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

〇〇委員に入室いただきますように、よろしくお願いいたします。

〔〇〇委員 着席〕

○宍戸会長 それでは、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 報告します。

9月14日に〇〇さんの長男である〇〇さん立会いの下、事務局2名と私で調査しました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。こちら、No.3-7とNo.3-8の案件につきましては、同居の家族の隣接した土地の案件となりますので、続けて読ませていただきます。

第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、お手元の資料No.3-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 9月15日に事務局の方2名と、〇〇さんの奥様の〇〇さん、それから息子さ

んの〇〇さん立会いの下、調査に行ってみりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、差し替え資料といたしまして、本日配付させていただきました資料No.3-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 9月15日に事務局2名の方と、それから現地で相続人であります〇〇さん及びご長男の〇〇さん立会いの下、調査に行ってみりました。

(委員より、調査内容について説明。)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 深沢5丁目のことについて確認の意味で質問したいんですけども、市民農園ということで今使用されているということですが、市民農園となると、やはりトイレであるとか、水回りであるとか、器具置場であるとかというのがあると思うんですが、その辺もやはりこの同一敷地の中にあって、そのことについて何か、税務当局との会話等はあるんでしょうか。

○三田委員 まず、トイレは現地にはないんです。だから、トイレの部分があればなんだと

思うんですけれども、確かに、道具置場はありましたね。あとあったのは、水道は出ていたかと思しますので、すみません、その部分が税務当局とどうなっているかというのは、私ちょっと、そこは調査しておりません。

○真鍋委員 前からこれはテーマになっていて、これは相続税納税猶予を受けている生産緑地ですよね。その場合に、相続税納税猶予を受けている生産緑地について、耕作している土地ならばいいけれども、それ以外の土地は認められないというのが1つあって、そういう部分は相続税納税猶予から外してくれということで、外している農家さんがたくさんある。だけれども、貸借円滑化法ができて、ほかの例で、赤堤の方でしたね、やって、北沢税務署の方が、この場所はこれでいいでしょうということになったと、この委員会で報告を受けました。

それは全体に言えるのかなということ、そうなれば皆さんにできますよと言えるので、私もいいと思うんですが、そうすると、ここの場合でも玉川税務署の方が、例えばそれでいいと言っているのなら、もうこれが前例ですから、貸借円滑化法を使って、相続税納税猶予を受けた生産緑地、人様に貸した場合も、その1割の主たる従事者証明さえ得られれば、相続税納税猶予を受けた生産緑地で認められていなかったものが、もうこれからはオーケーになりますよということを皆さんに言えると思うんですよ。ここのところが分かるまで非常に苦慮をしているので、参考までに聞きましたが、その辺のことは税務署の方がいいと言っている。まあやっている訳ですから、何かあったら税務署は指摘しているでしょうから、それで成り立っているという解釈をしたいと思います。

○事務局 事務局からお答えさせていただきます。

一番最初にアグリメディアが開設した市民農園、これは赤堤の方にできたものなんですけれども、そのとき、確かトイレを置くことによって、納税猶予の確定の問題が起きたというふうに聞いております。その後、緩くなったのかどうかは分かりかねますが、トイレが置いてあるところは幾つかありまして、そこで納税猶予は確定したという話は聞いておりません。今回、〇〇さんの土地に関しましても、倉庫、あるいは休憩場所みたいなものは置いてありますが、その部分が納税猶予は確定したとは聞いておりませんので、恐らくそのまま認められているものと思われまます。

ただ、最近あった事例で、参考までにご報告させていただきたいのですが、税務署によって判断が異なりまして、北沢で駄目だよと言われたことがあって、それは玉川ではいいと言っていますよと言ったんです。そうしたら、北沢が玉川に確認をしてくれて、確か

に玉川ではそう言っていますが、北沢では、たたきだったか物置だったかなんですけれども、それは確かに玉川の方では認めています、北沢の方では認めていませんという回答を得ました。これは最近の話です。ですから、納税猶予が確定する、しないというのは、税務署によって違って来る可能性が高いです。私としても、そういった相談を受けた場合には、必ず税務署の方に相談をしてくださいという案内をしております。

以上の事務局からの情報提供になります。

○菅沼委員 今事務局から説明があったんですけれども、私もちょっと税務署関係で、聞いて調べた感じだと、やっぱり統一見解ではなくて、その担当によって大分違うということです。担当が3年ぐらいで変わると、また考え方が違う。だから、その辺を含めて慎重にやった方がよろしいかなと思います。

○宍戸会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、10件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。先程と同様、農業委員会等に関する法律規定により、本件の審議中は〇〇委員には退席していただきます。よろしくをお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 9月16日、事務局2名と相続人である〇〇さんご本人と面談、調査を行いました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

それでは、〇〇委員に入室をお願いいたします。

[〇〇委員 着席]

○宍戸会長 続きまして、11件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-11をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 9月17日金曜日、申請者であります〇〇様のお孫様の〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査をいたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたしま

す。

次に、12件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-12をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員

9月17日の金曜日、申請者であります〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査をいたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年11月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、10月29日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎2階セミナールームで開催されることが決定しております。11月の開催日時につきましては、11月24日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での予定とな

っております。

こちら、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 私からなのですが、この日がJA全国大会がちょうどぶつかりまして、私そちらの方へ出ますので、高橋職務代理と代わりまして審議を進めていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、令和3年11月の開催日程については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。資料はNo.5でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会において、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。

9月30日付で買取り申出を受理し、東京都が世田谷区に照会をかけたのですが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で、協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.6をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「いも掘り」、「落花生の収穫」、「親子で秋野菜の収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、10月1日及び15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

きます。

続きまして、資料No.7をご覧ください。報告事項の最後は、東京産農畜産物等の放射性物質検査の結果の報告でございます。こちらは令和3年9月16日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては、対象となっております。参考にさせていただければと思います。

事務局からの報告事項につきましては、以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で報告事項を終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の言葉をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年9月29日(水)開催の第14回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男